

別添 4 (4-15 関係)**改造自動車審査要領****1. 目的**

この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項変更の申請を行おうとする者又は改造施工者から、当該自動車の構造・装置の改造内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うこととする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「届出者」とは、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出する者をいう。
- (2) 「届出書等」とは、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料をいう。

3. 改造自動車

- (1) 本則 1-3 で規定する改造自動車は、次に掲げる①から⑤までの自動車に対し別表第 1 に規定する範囲の改造を行ったもの（新たに運行の用に供しようとする①から③までの自動車については、改造を行った装置数が、別表第 1 に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換（走行装置、制動装置及び緩衝装置）については改造を行った装置数を 1 とみなす。）であって、当該自動車の車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものをいう。

この場合において、自動車製作者が当該自動車の補修の為に製作した部品を用いた補修交換については、「改造を行ったもの」に該当しないものとする。

- ① 型式指定自動車
 - ② 共通構造部型式指定自動車
 - ③ 新型届出自動車
 - ④ 輸入自動車特別取扱自動車
 - ⑤ 本邦において有効な自動車検査証又は自動車予備検査証の交付を受けたことのある並行輸入自動車
- (2) (1) の「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。
 - ① (1) ①及び②の自動車にあっては型式について指定を受けた状態、(1) ③の自動車にあっては新型届出による取扱いを受けた状態、(1) ④の自動車にあっては輸入自動車特別取扱を受けた状態、(1) ⑤の自動車にあっては本則 4-14 (2) に基づき別添 3 「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態
 - ② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。
 - ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。）
 - イ 車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。また、フレーム部分の断面形状及び材質を変化させることなく、単にフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）
 - ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分
 - エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ア又はイ及びウの当該構成部分
 - ③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。
 - ア 基準面へ投影した面積
 - イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積

4. 届出書等

4. 1. 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料

本則 4-15 (2) で規定する改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料は、別表第 2 に掲げるものをいう。

4.2. 届出書等の提出方法

- (1) 本則 4-15 (2) で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。
- ① 別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部とする。
 - ア 走行装置（走行方式の変更を行うものに限る。）
 - イ 操縦装置（リンク装置の変更を行うものを除く。）
 - ウ 制動装置
 - エ 燃料装置（指定自動車等に備える原動機、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料装置を一式で載せ換えたものを除く。）
 - オ 電気装置
 - ② ①以外のものにかかる届出書等については、地方検査部又は地方事務所とする。
 - ③ ①と②が混在する届出書等については、地方検査部とする。
- (2) 届出書等は改造自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。
- ただし、同一内容の改造を行う次のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の内容が明確に確認できる資料及び複数台数届出書（第 5 号様式とする。）を追加添付することにより、複数台数届出とすることができる。
- ① 車台番号を限定した自動車
 - ② 型式内の類別（類別区分番号）を限定した自動車
 - ③ 型式内の車両仕様を限定した自動車
- (3) 届出書等の提出は、原則として、事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (4) (3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。
- なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が举証責任を負うものとする。

5. 届出書等の受理等

5.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、受付印を押印するとともに番号を付し、別添 16 「業務量統計システム報告要領」2. (4) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。

5.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、4.2. (4) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
 - ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。
- (2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

5.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-15 (3) で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。

6. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期

間は除く。

7. 書面審査

- (1) 改造自動車（複数台数届出にあっては限定した全ての自動車）について、当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則及び別表第3に掲げる規定に基づき審査するものとする。
- (2) 新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第1に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満であることを確認するものとする。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、**改造自動車審査結果通知書等**を届出者に交付する旨の起案を行うものとする。

8.2. 改造自動車審査結果通知書等に記載する事項

- (1) **届出者**に対して指示する事項については、指示事項欄に記載するものとする。
 - ① 現車審査の際に原本を提示する旨
 - ② 当該通知書等の対象となる車台番号又は当該通知書等の対象となる自動車を限定した旨
 - ③ 現車審査の際に提示又は提出が必要となる書面がある場合は、当該書面に関する事項
 - ④ 複数台数届出の扱いである旨及び次に掲げるいずれかの事項
 - ア 当該通知書等の写しに**届出者**が管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印する旨
 - イ 当該通知書等の写しの交付ができない旨
 - ⑤ 保安基準適用年月日に関する事項（必要な場合に限る。）
 - ⑥ 新規検査等の受検前に本則4-13に基づく届出が必要な旨（必要な場合に限る。）
 - ⑦ その他指示する事項

（例）【指示事項】

- ・現車審査の際は本紙を提示すること。
- ・本改造は、車台番号AB100-1234の1台限りとする。
- ・本改造の車両仕様はADF-AB100-○○○○に限る。（当該通知書等の対象となる自動車を仕様記号等で限定した場合）
- ・複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しに管理番号及び原本と相違ない旨を記載し押印すること。
- ・複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しは交付できない。
- ・車両識別情報、改造部分詳細図及び排出ガス試験結果成績表を添付すること。
- ・平成○年○月○日以前に製作された車両に限る。
- ・新規検査等の受検前には、別途、審査事務規程4-13に基づく届出を行うこと。

- (2) 現車審査にあたり留意すべき事項については、指示事項欄の下段に特記事項と付して記載するものとする。

- ① 車両総重量及び軸重の許容限度値が複数設定されている旨
- ② 型式内の類別（類別区分番号）を限定した場合、現車が当該型式内の類別（類別区分番号）であるとの確認方法
- ③ 実測等が必要な場合は、その審査項目
- ④ その他留意すべき事項

（例）【特記事項】

- ・車両総重量限度の設定が複数あるため注意すること。（類別区分番号○○は、車両総重量限度は○○kg、前軸○○kg、後軸○○kg）
- ・車両識別プレートによりADF-AB100-○○○○の仕様であることを確認すること。
- ・最大安定傾斜角度を実測すること。
- ・走行中は車高を調整できる構造でないことを確認すること。
- ・排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量と一致することを確認すること。

- (3) 最大安定傾斜角度欄には、次に掲げるいずれかの値を記載するものとする。

なお、単位は度（°）とし、整数位（小数第1位切り捨て）までの値を記載するとともに、②にあっては「(揚)」、③にあっては「(実)」と付記すること。

- ① 傾斜角度計算（重心高算出：モーメント法）により算出した値（5°を減じる前の値とする。）例「48」
- ② 傾斜角度計算（重心高算出：前輪揚程法）により算出した値 例「40（揚）」
- ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定した値 例「36（実）」

8.3. 書面審査結果の決裁等

8.1. により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.4. 書面審査終了の連絡

届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。

8.5. 改造自動車審査結果通知書等の保管

改造自動車審査結果通知書等については、届出者に交付するまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。

また、交付する際には、法第57条の2の規定に基づく自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びに法第63条の3の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があることを届出者に通知するものとする。

9. 現車審査

(1) 現車審査は、改造自動車審査結果通知書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

また、次の点に留意すること。

- ① 型式及び車台番号（複数台数届出の場合には限定条件）が改造自動車審査結果通知書等と同一であることを確認する。
- ② 改造部分及び改造方法が改造自動車審査結果通知書等の内容と同一であることを確認する。
- ③ 改造自動車審査結果通知書等の指示事項又は特記事項として、改造部分、最大安定傾斜角度等の測定を現車審査の際に行う旨が記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。

(2) 複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等であって、当該通知書等の写しに届出者が管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印したものは、改造自動車審査結果通知書等の原本とみなすものとする。

(3) 提示された自動車と改造自動車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別表第4に定める範囲内とする。

この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。

ただし、別表第4に定める範囲を超えるものであっても、改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容に変更がなく、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあっては、この限りでない。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 改造自動車審査結果通知書等を交付した自動車の届出書等

書面審査終了後、書面審査が終了した日から10年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

なお、交付した改造自動車審査結果通知書等の写しも併せて保存すること。

10.2. 取下願出書

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 改造自動車審査結果通知書等を交付できていない自動車の届出書等

(1) 書面審査が終了した日から1年を経過した後も改造自動車審査結果通知書等を交付できていない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各自に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

- ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日
- ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

5.2. (1) なお書き②又は 5.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

11. その他

11.1. 複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等に使用する印鑑の変更届出書

使用する印鑑の変更届出書の提出があった場合には、その記載事項を確認し、適当であると判断したときは、当該変更届出書を受理するものとする。

なお、当該変更届出書は、受理日から 10 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

11.2. 改造自動車の特例

「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成 7 年 1 月 30 日付け自技第 13 号) 及び「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号) の別添標準改造要領による改造を行う場合には、4. の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」(平成 7 年 1 月 27 日付け自技第 12 号) 又は「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」(平成 10 年 3 月 31 日付け自技第 61 号) に定めるところによるものとする。

上記に係る標準改造要領によらない改造を行う場合には、当該自動車の製作者又は公的試験機関が発行した急制動試験成績書の提出を求めるものとする。

11.3. 改善措置の届出等

別表第 1 に掲げる装置の改造が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合にあっては、この要領によらず取扱うものとする。

別表第1(別添4の3.(1)関係)

改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項
(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① フレーム(車枠)を有する自動車であって、次に掲げるフレームの変更を行うもの ・フレーム形状の変更 ・フレーム断面形状の変更 ・ホイールベース間のフレームの延長又は短縮	ストレート ⇄ キックダウン コ形 ⇄ □形	標準車のホイールベースを基とする。
	② モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの ・直径が250mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・車体の形状を箱型 ⇄ 帆型にするもの ・アンダーボディ又はルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・フロント・オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・乗合自動車等(いわゆるバス型のモノコック構造の車体をいう。)の主要骨格構造を変更するもの	標準車 ⇄ リムジン車 乗降口の追加等	主要骨格構造(車体強度を主として受け持つ骨材部分(各メンバ部、各フレーム部、各アンカ部、各ピラー部、サイドシル部、サイドレール部等)をいう。以下②において同じ。)を変更するものを含む。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴う場合にはこれによらず、届出対象とする。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周囲をいう。
	③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	オートバイ ⇒ 側車付オートバイ (サイドカー型、トライク型)	二輪自動車部分に変更を加えないものを含む。
	① 型式の異なる原動機に変更するもの		新設又は追加するものを含む。
(2) 原動機 原動機について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	② 原動機の総排気量を変更するもの	ボア・ストローク変更	
	① プロペラシャフトについて、次に掲げる変更を行うもの ・寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。
	② ドライブシャフトについて、次に掲げる変更を行うもの ・寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。
(3) 動力伝達装置 動力伝達装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	③ トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの		

	<ul style="list-style-type: none"> ・操作方式の変更 ・異なるトランスミッション型に変更するもの ・クラッチの方式の変更 	手動式↔自動式 A型↔B型 機械式↔電磁式	变速比又は変速段数の変更を除く。 新設又は追加するものを含む。 同方式で強化型に変更するものは除く。 新設又は追加するものを含む。
	④ 駆動軸数の変更を行うもの	後輪（前輪）駆動↔全輪駆動	
	⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・チェーン式↔ベルト式↔ドライブシャフト式		新設又は追加するものを含む。 原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。 ベルト、チェーン式などの併用式を含む。
(4) 走行装置 走行装置について、改造の内容欄に該当する改造を行いうもの	① 走行方式について、次に掲げる変更を行うもの ・タイヤ↔カタピラ又はそり ② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの		新設又は追加するものを含む。 二輪車↔側車付二輪車↔三輪車 新設するものを含む。ただし③にかかる場合を除く。
(5) 操縦装置 操縦装置について、改造の内容欄に該当する改造を行いうもの	① かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの ② 操舵軸数の変更を行うもの ③ リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの ④ かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・手動式から足動式	右↔左 4WS↔2WS ラック & ピニオン式↔ボールナット式	かじ取ハンドルを追加するものを含む。 乗車定員 10 人以下の乗用自動車に備える油圧、電力などで作動する後輪の操舵機構を取り外し 2WS としたものは改造届出を要さないものとする。 新設又は追加するものを含む。 ギヤボックスの変更等に伴い、ロッド、アーム類及びナックルを変更するものを含む。 新設又は追加するものを含む。
(6) 制動装置 制動装置について、改造の内容欄に該当する改造を行いうもの	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ↔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式↔外部収縮式 ・油圧式↔空気式	ディスク式駐車ブレーキ↔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ↔ドラム式主ブレーキ	次の場合にあっては、改造届出を要さないものとする。 ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの
(7) 緩衝装置 緩衝装置について、改造の内容欄に該当する改造を行いうもの	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング↔リーフスプリング↔トーションスプリング↔ウォーキングビーム↔トラニオン↔エア（油圧）サスペンション		その他の形式の緩衝装置の種類に変更したものを含む。 複合式に変更したものを含む。（車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をい

	<p>② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフスプリング、プラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うものの 	<p>ストラット式 ⇄ マルチリンク式 リジットアクスル式 ⇄ 独立懸架式</p>	<p>う。) を持つばね等の装着等を除く。)</p> <p>新設又は追加するものを含む。</p> <p>リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。</p> <p>車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。</p> <p>サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決めに用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。</p>
(8) 連結装置	<p>① 次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五輪式連結器 ・ピントルフック式連結器 ・ベルマウス式連結器 ・ヒッチボール式連結器 	<p>A型式 ⇄ B型式 フルトレーラ牽引用ピントルフック式連結器の取付等</p>	<p>新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。</p> <p>この場合における「変更」とはサイズ（牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容荷重等）、牽引方式（第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式）の変更をいう。</p> <p>連結器の取付装置の変更（スライドカプラのスライド機構の取付け、ハイリフトカプラのリフト機構の取付等）又はポール・トレーラの連結案内棒を連結するための装置の取付けはこの場合の「変更」とみなさない。</p>
(9) 燃料装置	<p>① 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン ⇄ 軽油 ⇄ 液化石油ガス (LPG) ⇄ 圧縮天然ガス (CNG) ⇄ メタノール ⇄ その他の燃料 ・電気からガソリン等の燃料に変更するもの ・ハイブリッド 		<p>併用式に改造するものを含む。</p> <p>当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。</p> <p>(10) 電気装置にかかるものを除く。</p>
(10) 電気装置	<p>① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更 	<p>鉛 ⇄ ニッケル水素 ⇄ リチウム</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p>
	<p>② 車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電方式の変更 ・外部電源の変更 	<p>接触式 ⇄ 非接触式 直流電源 ⇄ 交流電源、単相 ⇄ 三相、定格電圧</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p>

別表第2（別添4の4.1. 関係）

届出書等内容一覧表

改 造 内 容 (別表第1関係)		へ改 第造 1号 自 標 動 式 樣 車 と届 する 出 し 書	へ改 第造 2号 概 標 要 式 式 等 と説 する 明 し 書	添 付 資 料													そ の 他 書 面		
				自動車を特定する資料	を技術基準等への適合面性	（保第安3号基準適合式と検討する書）	（電気第4号装様置式のと要する目表） (注1)	外観	改造部分詳細図	車体（車体）全体図	計最大安定算傾斜角書度 (注3)	制動能力計算書 (注4)	計最小回転半 （車体へ車体）	強度検討書（注6）	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置
(1) -①	車体	フレーム(車体)を有する自動車であって、フレームの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○		※○	○						△
(1) -②		モノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○		※○	○						△
(1) -③		二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○	○						△
(2) -①	原動機	型式の異なる原動機に変更するもの	○	○	○	○	○	※○	○	○				○					△
(2) -②		総排気量を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(3) -①	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(3) -②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(3) -③		トランスミッションの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○									△
(3) -④		駆動軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○									△
(3) -⑤		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(4) -①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					△
(4) -②		フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○	※○		○					△
(4) -③		軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○		※○							△
(5) -①	操縦装置	かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(5) -②		操舵軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(5) -③		リンク装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					△
(5) -④		かじ取操作方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○				○					△
(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			△
(7) -①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○					○			△
(7) -②		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○					○			△
(8)	連結装置	連結器の取付け又は連結器本体の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○							○		△
(9)	燃料装置	燃料の種類を変更するもの	○	○	○	○	○	○	○	○									△
(10) -①	電気装置	走行に係る原動機用蓄電池の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○						○		△
(10) -②		充電装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	○	※○								△

備考(1)○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。

(2)同一型式内に設定がある装置を取り方等を変更することなく使用する場合については、添付資料のうち計算書及び強度検討書を省略することができる。

この場合において、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としている自動車にあっては、同一型式内とみなして取扱うことができる。

(3)注1:※印は、電動機の場合に添付するものとする。

(4)注2:※印は、改造部分詳細図の他、高電圧系統に関する電気回路図及び感電保護対策に関するものとして自動車に備えた各電気装置の相関図を添付するものとする。

(5)注3:※印は、条件が不利となる場合に添付するものとする。

(6)注4:※印は、駐車ブレーキに係るものとする。また、走行装置欄の※印は、側車付二輪車及び三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るものとする。

(7)注5:※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。

(8)注6:強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。

(9)添付資料の詳細は、別表第3に規定する。

別表第3（別添4の7. (1) 関係）

書面審査

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
		能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるもの、明らかに改造自動車審査要領において求められている強度を満たす合理的な理由を示した理由書等の提出など適当と認められるもの以外については次による。	次に該当する内容のものにあっては、計算書又は検討書を省略することができる。	
1. 改造自動車届出書	届出年月日、届出者名（改造施工者名）、住所、改造内容、車台番号等の記載漏れがないこと。			
2. 改造概要等説明書	<p>(a) 記載漏れがなく、記載事項が正確に記載され、基準に適合していることが確認できること。</p> <p>(b) 標準車の類別等については、自動車製作者発行の諸元表等により相違ないことが確認できること。</p> <p>(c) 主要諸元比較表の基準・限度欄に軸重、車両総重量、タイヤ及びリヤ・オーバーハングの許容限度値が記載され、安全側にあることが確認できること。</p> <p>また、その他の基準・限度欄についても安全側にあることが確認できること。</p> <p>(d) 主要諸元比較表は、外観図の寸法との整合性がとれていること。</p> <p>(e) 能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることが確認できること。</p> <p>(f) 能力強度等検討欄に記載した数値は、強度検討書の数値との整合性がとれていること。</p>		許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。	
3. 添付資料	<p>(a) 改造内容に応じた資料が添付されていること。</p> <p>(b) 複数の形態で使用される自動車又は複数の改造内容で使用される自動車については、全ての状態に関連する資料が添付されていること。</p>			
①自動車を特定する資料	<p>(a) 自動車検査証、譲渡証明書等の写しが添付されていること。</p> <p>(b) 複数台数届出の場合は、第5号様式が適切に記載され、限定した自動車の内容が明確に確認できる資料が添付されていること。</p>			

②技術基準等への適合性を証する書面	改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、 技術基準等に適合していることが確認できるものであること。		対象外自動車、製作年月日により適用を除外されている自動車又は③の書面に性能要件に適合する技術的根拠を記載している場合は省略することができる。	
③保安基準適合検討書	改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、 保安基準への適合性を検討した結果が記載されていること。			
④電気装置の要目表	記載要領に基づき適切に記載されていること。			(注) 電動機の制御装置は、厳重に防水対策が施されていること。
⑤外観図	(a) 改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）に記載されている寸法が正確に記載されていること。 (b) 縮尺は任意とする。		車両の外観より確認することができる改造部分の取付位置、灯火装置の取付位置等が記載されたものにあっては、車両の外観写真に代えることができる。	
⑥改造部分詳細図	(a) 改造部分の取付状態及び強度検討の確認に必要な部分の寸法が記載されていること。 (b) 改造の方法及び要領が適切であることが確認できるものであること。 (c) 改造前後の比較により適切な施工がされていることが確認できるものであること。 (d) 車枠及び車体にあっては、切断、接合及び補強方法が確認できるものであること。 (e) 電気装置にあっては、 動力系 高電圧回路における感電保護対策又は衝突時の感電保護対策が適切であることが確認できるものであること。 (f) 電動機と動力伝達装置の結合部分等は、電動機の回転により異常な振動等を起こし破損に至ることがないよう、十分な精度をもって結合されていることが確認できるものであること。		改造部分の各部品の外寸が記載されたものにあっては、改造部分の各部品の写真に代えることができる。	
⑦車枠（車体）	(a) 車枠（車体）の形状及び寸法が適切に記載されて			

全体図	いること。 (b) 改造前後の比較ができる図面や写真等により、車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものであることが確認できるものであること。			
⑧最大安定傾斜角度計算書	各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることが確認できるものであること。	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は 60cm 以上とする。計算により求める場合には、本則 7-6-1 (3) ②の規定に基づく算式で計算するものとする。	(a) 各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。 (b) 改造後の最大安定傾斜角度の実測がされているもの。	計算値が保安基準の規定値より 2 度以上（モーメント法にあっては 5 度以上）の余裕がない場合は実測する。
⑨制動能力計算書	(a) ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることが確認できるものであること。 (b) 制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることが確認できるものであること。 (c) トレーラにあっては非常ブレーキの取付けが確認できるものであること。	(a) 制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 9.8$ <p style="text-align: center;">F : 制動力 (N) W : 車両総重量 (kg) Wf : 回転部分相当重量 (kg)</p> <p style="text-align: center;">普通トラック : $0.07W_1$ 乗用車等 : $0.05W_1$ (バス、トレーラ、小型トラックを含む。)</p> <p style="text-align: center;">W_1 : 車両重量</p> <p>ただし、本則 7-16 の制動力は、次によるものとする。</p> $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 9.8$ <p style="text-align: center;">F : 制動力 (N) W : 車両総重量 (kg) Wf : 回転部分相当重量 (kg) ($= 0.05W$)</p> <p>(b) エアブレーキのエアー補給能力は次の計算式による。</p> $P_6 = P_0 \left(\frac{Vt}{V} \right)^6 + XV_0 > 441 \text{ (絶対圧)}$ $V_0 = N/60 \times T \eta V_1$ <p style="text-align: center;">P_6 : 6 回踏み後のエアータンク圧力 (kPa) P_0 : 初期圧力 (784kPa) V : $Vt + Vp + Vc$</p>	指定自動車等の審査における制動停止距離の試験方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。	

		V_t : エアータンク容積 (L) V_p : エアー配管容積 (L) V_c : エアーチャンバー容積合計 (L) X : タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数 単車…12 連結車…5 V_0 : 空気補給量 (L/10sec) N : 原動機最高回転時のコンプレッサ回転数 (rpm) T : ブレーキ踏み間隔時間 (sec) η : コンプレッサ効率 (0.6) V_1 : コンプレッサ総排気量 (L)		
⑩最小回転半径 計算書	計算が適正であり、基準に適合していることが確認できるものであること。	計算により求める場合には、本則 7-7-1 (3) の規定に基づく算式で計算するものとする。	(a) 軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。 (b) 改造後の実測証明があるもの。	計算値が 11m を超える場合は実測する。
⑪車枠（車体） 強度計算書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	強度計算書は、公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）において、対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率…1.6 降伏安全率…1.3	(a) 前後軸重が許容限度以内で車体を改造したもの。 ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。 (b) 車枠を短縮したものにあっては、省略することができる。 (c) モノコックボディの改造において、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率…1.6 降伏安全率…1.3	
⑫動力伝達装置	(a) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されて	(a) 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次	(a) 原動機の変更（電動機の変更を	(注) 電動機の

強度検討書	<p>いることが確認できるものであること。</p> <p>(b) 伝達トルク又は回転数が増加するものにあっては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性が確認できるものであること。</p> <p>(c) プロペラシャフトを延長するものにあっては、危険回転数に対する安全性が確認できるものであること。</p> <p>(d) 断面形状を変更するものにあっては、危険回転数に対する安全性が確認できるものであること。</p>	<p>の安全率以上であるものとする。</p> <p>破壊安全率…1.6 降伏安全率…1.3</p> <p>(b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあっては、合成応力について検討する。</p> <p>(c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率 N_c/N_p は、1.3 以上であるものとする。</p> <p>N_c : プロペラシャフトの危険回転数 N_p : 最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数</p>	<p>含む。) 又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び駆動軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。</p> <p>(b) 標準車のプロペラシャフトを短縮したもの</p>	<p>出力が電動機の取付け強度又は動力伝達装置の強度の限度を超えて容易に変更できる制御装置にあっては、強度の限度を超えないよう封印を行う等により容易に出力が変更できないよう適切な処置が施されていること。</p>
⑬走行装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	<p>強度計算における自動車に負荷される荷重は、公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。</p> <p>なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）において、対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。</p> <p>また、当該部品に構造上負荷される荷重が定まった数値以上にならないことが計算等で明らかな場合にあっては、その荷重でもよい。</p> <p>強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。</p> <p>破壊安全率…1.6 降伏安全率…1.3</p>		
⑭操縦装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	<p>(a) キングピン又は前輪操向軸回りには、$0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{N}\cdot\text{m}$ のトルクが作用するものとして計算するものとする。</p> <p>(b) かじ取ハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。</p> <p>大型トラック、バス等…$35 \gamma \times 9.8 \text{N}\cdot\text{m}$ 小型車、乗用車…$15 \gamma \times 9.8 \text{N}\cdot\text{m}$</p>		

		<p>γ : ハンドルの半径 (m) なお、パワーステアリングを装着したものにあっては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。</p> <p>(c) ドラッグリンク、タイロッド等の改造にあっては、座屈強度を検討する。</p> <p>(d) 上記 (a)、(b) 及び (c) により検討した結果、破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。</p>		
⑯制動装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	各部の強度の破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。		
⑰緩衝装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	<p>強度計算における自動車に負荷される荷重は、公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。</p> <p>なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）において、対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。</p> <p>また、当該部品に構造上負荷される荷重が定まった数値以上にならないことが計算等で明らかな場合にあっては、その荷重でもよい。</p> <p>強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。</p> <p>破壊安全率…1.6 降伏安全率…1.3</p>		
⑯連結装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタの牽引力として検討し、その強度の破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。		
⑰電気装置強度検討書	原動機用蓄電池の支持わくは、十分な強度が確保されており、車わく等に確実に取付けられていることが確認できるものであること。	細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の 9. 原動機用蓄電池パック取付部の強度に関する要件を満たすものとする。		
⑲その他書面	<p>(a) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(b) 必要に応じ、低減性能向上改造証明書が添付され</p>		特段の必要がない場合には省略することができる。	

	ていること。			
--	--------	--	--	--

別表第4(別添4の9.(3)関係)

製作誤差の範囲

自動車等の種類		項目	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	備考
乗用車	普通自動車		±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50	
		二輪車	±30	±20	±30	±10	
	軽自動車		±30	±20	±40	±40	
乗用車以外(大型特殊を除く。)	普通自動車		±50	±30	±60	±100	
	小型自動車		±30	±20	±40	±60	
	軽自動車		±30	±20	±40	±40	
大型特殊自動車			±50	±30	±60	±200	

第1号様式（表面）（別添4の4.1.関係）

年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

届出者の氏名又は名称

印

住所

連絡先（担当者）

電話番号

改造自動車届出書

車名・型式		種別		用途	
改造内容	(1)-①	車枠及び車体	(3)-④	動力伝達装置	(5)-④
	(1)-②	〃	(3)-⑤	〃	(6)
	(1)-③	〃	(4)-①	走行装置	(7)-①
	(2)-①	原動機	(4)-②	〃	(7)-②
	(2)-②	〃	(4)-③	〃	(8)
	(3)-①	動力伝達装置	(5)-①	操縦装置	(9)
	(3)-②	〃	(5)-②	〃	(10)-①
	(3)-③	〃	(5)-③	〃	(10)-②
改造予定車両数				主たる使用地域	
車台番号 (複数台数届出は限定した車両)					
				書面審査終了時の連絡	
				要	不要

注：該当する改造内容の番号を○で囲むこと。

：氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

第1号様式（裏面）（別添4の4.1.関係）

注：添付資料を省略する場合には、該当する箇所に×を付すこと。

また、添付資料の詳細は、別表第2の備考欄参照のこと。

第2号様式（表面）（別添4の4.1. 関係）

第
年
月
日
号
殿

改造概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

[指示事項]

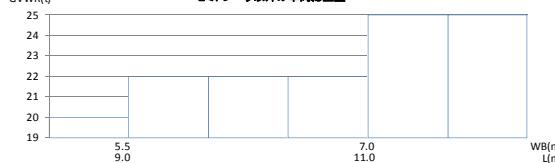
主要諸元比較表

標準車欄の類別等を記載する。（ ）

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度		
車名				乗車定員人					
型式				最大積載量 kg					
自動車の種別				車両 総重量 kg	前前軸重		$\leq 10t$ (kg)		
用途					前後軸重		$\leq 10t$ (kg)		
車体の形状					後前軸重		$\leq 10t$ (kg)		
燃料の種類					後後軸重		$\leq 10t$ (kg)		
原動機の型式					計		$\leq 20t \sim 28t$ (kg)		
総排気量(L)又は定格出力(kW)				最大安定	左		一般 $\geq 35^\circ$		
長さ m			$\leq 12m$	傾斜角度°	右		その他 $\geq 30^\circ$		
幅 m			$\leq 2.5m$	タイヤ サイズ	前前軸		(kg)		
高さ m			$\leq 3.8m$		前後軸		(kg)		
軸距 m					後前軸		(kg)		
輪距 m	前軸				後後軸		(kg)		
荷台の内側 の寸法	後軸			車両 重量	前輪荷重 割合	空車		$\geq 18, 20\%$	
	長さ m				積車				$\leq 1/2, 11/20, 2/3L$ (m)
	幅 m				リヤ・オーバーハング m				
	高さ m				荷台オフセット m				
車両重量	前前軸重				最小回転半径 m			$\leq 12m$	
	前後軸重								
	後前軸重								
	後後軸重								
	計								

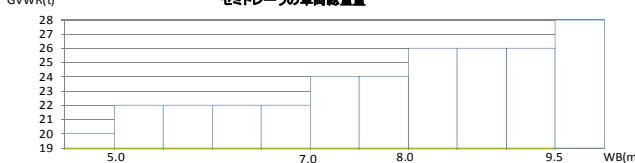
車両総重量・軸重等の基準

セミトレーラ以外の車両総重量



GVWR(t)

セミトレーラの車両総重量



GVWR(t)

隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満（1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合）
隣接軸重	kg $\leq 18t$	kg $\leq 20t$	kg $\leq 19t$

能 力 強 度 等 檢 討

制動能力	踏力 N	km/h	m	車軸強度	σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
					σ_Y/σ	/	=	≥ 1.3
推進軸強度	空気圧 kPa			操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
					σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
車体強度	Nc/Np	/	=	緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
	σ_B/τ	/	=		σ_B/σ	/	=	≥ 1.3
車体強度	σ_B/σ	/	=	制動装置強度	σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
	σ_Y/σ	/	=		σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
				連結装置強度	σ_B/σ	/	=	≥ 1.6
					σ_B/σ	/	=	≥ 1.6

注1：能力強度等検討欄は、該当しないものはー、省略したものは×を記入すること。

注2：指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。

(日本工業規格 A列4番)

第2号様式（裏面）（別添4の4.1.関係）

改 造 等 の 概 要

目的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縱 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。

なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

第3号様式（別添4の4.1.関係）

保安基準適合検討書

基準条項	項目	検討結果	備考

注：改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。なお、本様式は適宜変更することができる。

第4号様式（別添4の4.1.関係）

電気装置の要目表（電動機関係）

電動機	取付位置及び個数	
	種類	
	定格電圧 V	
	最高出力/回転速度 kW/rpm	
	定格出力/回転速度 kW/rpm	
	最大トルク/回転速度 N·m/rpm	
	冷却方式	
制御装置	形式	
	制御方式	
	作動電圧 V	
原動機用電池	種類・形式	
	モジュール容量・電圧 A·h (HR) · V	
	モジュール搭載個数 個	
	パック総電圧・総電力容量 V · kWh	
	総重量	
	その他	
充電器	設置形式	
	充電制御方式	
	充電器の入力電源（電圧・電流）	
過電流保護装置		
誤発進防止装置		
シフトレバー後退位置警報装置		
主変速機		

※項目以外は、適宜様式を変更することができる。

◎記載要領

【電動機】

取付位置及び個数；前・後・床下・前車軸・後車軸等の区別を記入する。

種類；電動機の種類を一般に理解できる名称で記入する。（例：直流直巻電動機、三相交流誘導電動機）

定格電圧；電動機の製作者が公表している定格電圧を記入する。

最高出力；電動機の製作者が公表している最高出力を記入する。

定格出力；電動機の製作者が公表している定格出力を整数位まで記入する。

最大トルク；電動機の製作者が公表している最大トルクを整数位（小数点切り捨て）まで記入する。単位が kgf の場合は（ ）で付記する。

冷却方式；自然空冷・強制空冷・液冷等を記入する。備えない場合は「-」と記入する。

【制御装置（スピードコントローラ）】

形式；制御装置の特徴をとらえ一般にわかりやすい用語を記入する。（製作者が呼称する形式でもよい）

制御方法；制御方法が一般にわかりやすい用語で記入する。

作動電圧；制御装置の製作者が公表している作動電圧を記入する。

【原動機用電池】

種類・形式；種類は電池の反応物質名を用いた名称を記入する。形式は一般に用いられる形式名称を記入する。

形式名称が不明な場合は「-」と記入する。

モジュール容量・電圧；単位電池の定格容量・定格電圧を記入する。容量については、基準となる時間率を（ ）で付記する。

モジュール搭載個数；車両に搭載している単一の原動機用電池の個数を記入する。

パック総電圧・総電力容量；車両に搭載している原動機用電池の定格総電圧・総電力容量を記入する。

総重量；原動機用蓄電池の総質量を記入する。単位は kg とし整数位（小数点切り捨て）まで記入する。

その他；電池管理システム等のモジュールを備えている場合はその旨記入する。

【充電器】

設置形式；車載・別置・携帯の区別を記入する。

充電制御方式；充電の際の電流、電圧の制御方式を記入する。

充電器の入力電源；充電電源の公称電圧、最大電流を記入する。

過電流保護装置；過電流保護デバイス名（サーキットブレーカ・ヒューズ）を記入する。

誤発進防止装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。

シフトレバー後退位置警報装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。

主変速機；標準車の変速機を流用する場合は、その変速段数を記入する。

第5号様式（別添4の4.2.（2）関係）

複数台数届出書（変更届出書）

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

平成 年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

印

次の事項を遵守するので、下記による複数台数届出の扱いを願い出ます。

1. 改造自動車審査結果通知書等の写しを発行する際には、第5-1号様式を参考とした管理台帳を作成し、適切な管理を行います。

なお、当該管理台帳は当該通知書等の決裁日から起算して10年間保存するとともに、提示等が必要な場合には速やかに対応します。

2. 複数台数届出に係る型式内の類別（類別区分番号）又は車両仕様について、追加等の変更が必要な場合には、改めて改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出することとします。
3. 使用する印鑑を変更する場合には、改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた事務所等に、変更届出書及び当該通知書等の写しを提出します。

なお、当該変更届出書が受理されるまでの間は、当該通知書等の写しは発行しません。

記

(1) 届出の種類（該当する□にチェック）

- ① (2) に記載する車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）の複数台数の自動車について届出します。

なお、現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書等の写しに管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印します。

- ② (2) に記載する車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）の複数台数の自動車について届出します。

なお、現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書等の原本を提示します。

- ③ ①の際に使用する印鑑を変更するので届出します。

（改造自動車審査結果通知書の番号： ）

(2) 車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）

(3) (1) ①の記載の内容等

- ① 管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨の記載の内容

③ 使用する印鑑の印影

- ② 記載する位置

第5-1号様式（別添4の第5号様式関係）

改造自動車審査結果通知書等の写しに係る管理台帳

第6号様式（別添4の5.3.（1）関係）

改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料の取下願出書

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

平成 年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

平成 年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

(1) 車名

(2) 型式

(3) 車台番号

(4) 主な事由

車両故障のため

顧客との売買契約破棄のため

その他 ()

備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)